



令和4年度 鶴岡市立荘内病院 医師修学資金貸与 募集要項

医 学 生 を 支 援 し ま す

当院に勤務する医師の確保を目的として、医師を目指す医学生を経済的に支援する制度です。

- ・ 年額200万円以内で、大学の正規の修業年限まで貸与いたします。
- ・ 大学卒業後、荘内病院に一定の期間勤務するなどの条件を満たした場合、貸与した修学資金の返還を免除いたします。
- ・ 勤務については医師免許取得後8年間の猶予期間を設け、他の医療機関での研修や、大学院への進学、育児休業等についても考慮するなど、利用しやすい制度としています。

平成 29 年 2 月、鶴岡市内の企業「US グループ」から寄附を受け、医師修学資金貸与基金を設立しました。

荘内病院に勤務する医師の確保を目的として、医学生への貸与資金の一部として活用しています。

目 次

	頁
1 制度の概要	
■ 貸与決定までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
■ 貸与について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
■ 貸与の休止・打ち切りについて・・・・・・・・	2
■ 保証人について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
■ 返還について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
■ 猶予について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
■ 返還の免除について・・・・・・・・・・・・・・・・	4、5
■ 異動と届出・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 貸与の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3 鶴岡市立荘内病院について・・・・・・・・	7
鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与条例・・・・・・・・	8、9
鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与条例施行規程・・	10、11
鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与申請書（様式第1号）・・	12、13
Q & A集・・・・・・・・・・・・・・・・	14

1 制度の概要

貸与決定までの流れ

貸与申請書の提出があった後、一次審査（書類選考）を行い、その後二次審査として申請者の面接を行います。面接の結果を受けて、貸与が適当と判断された方に内定の通知をいたします。通知を受けた方は、速やかに「誓約書」を提出していただきます。誓約書の提出を受けて貸与を決定します。



※「誓約書」には、保証人（2名）の印鑑証明書と保証人の収入を証明する書類（令和3年分の所得証明書または源泉徴収票（写）または確定申告書（写））を添付してください。

貸与について

貸 与 額	年間 200 万円以内で希望する額
貸 与 期 間	在学している大学の正規の修業年限まで ※貸与の決定はその年の年度末までとなり、翌年以降は順次更新するものとします。
貸 付 方 法	- 決定した修学資金（年額）の4分の1に相当する額を、6月・9月・12月・翌年3月の各月末に指定口座へ振り込みます。 - 修学資金の貸与を受けた際にその都度「借用証書」を提出していただきます。 - 貸与1年目の貸与期間は4月1日からの扱いとし、初回の振り込みは7月末となります。

貸与の休止・打ち切りについて

貸 与 の 休 止	修学生が休学し、または停学の処分を受けた場合には、休学または停学の処分を受けた日から復学した日の前日まで貸与を休止します。このとき、貸与を休止した期間の分として既に貸与された修学資金がある場合には、その修学資金は、修学生が復学した日以後の分として貸与されたものとみなします。
貸与の打ち切り	修学生が次の事項のいずれかに該当した場合、修学資金の貸与を打ち切ります。 - 退学したとき - 学業成績が著しく不良となったと認められるとき - 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき - 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき - 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき - 死亡したとき - その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

■ 保証人について

- ・ 20歳以上で独立して生計を営む2名の保証人が必要です。おおむね貸与される修学資金（年額）以上の所得があり修学資金を返還できる資力をもつ者としてします。
- ・ 貸与内定通知後の「誓約書」提出時には、保証人（2名）の印鑑証明書と保証人の収入を証明する書類（令和3年分の所得証明書または源泉徴収票（写）または確定申告書（写））を添付してください。

■ 返還について

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、貸与を受けた修学資金を返還しなければなりません。返還事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して3月以内に貸与した資金の総額を一括して返還していただきます。ただし、病院事業管理者が特に認めるときは、別に期限を定め、または分割して返還することができます。

- ・ 修学資金の貸与を打ち切られたとき
- ・ 大学を卒業したとき（返還の免除を受けようとする場合は、免除が決定されるまでの間、返還を猶予することができます。）

【返還の手続き】

返還の事由が生じた日から起算して20日以内に「鶴岡市立荘内病院医師修学資金返還明細書」を提出しなければなりません。

■ 猶予について

次の事由がある場合、事由が存続する間、修学資金返還の債務の履行が猶予されます。

- ・ 返還の債務の免除を受けようとするとき
- ・ 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき

【返還猶予の手続き】

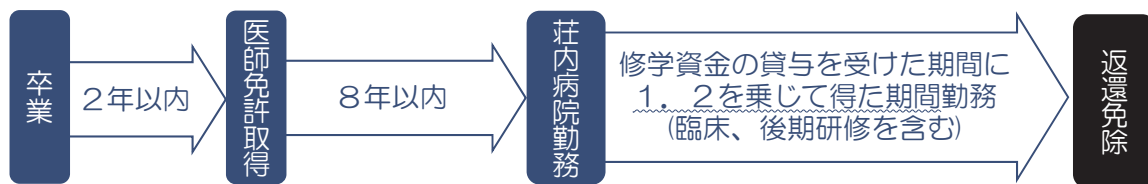
猶予の事由が生じた日から起算して20日以内に「鶴岡市立荘内病院医師修学資金返還猶予申請書」を提出しなければなりません。

■ 返還の免除について

(1) 全額免除

次の要件をすべて満たした場合、修学資金の返還債務が全額免除されます。

- ① 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年以内に医師免許を取得すること
- ② 医師免許を取得した日の属する月の翌月の初日から起算して8年が経過した日までに荘内病院に勤務し、引き続き在職すること
- ③ 上記の在職期間が返還免除適用期間（修学資金の貸与を受けた期間に1.2を乗じて得た期間（月を単位とし、1月に満たない期間は切り捨てる。当該期間が5年に満たないときは、5年とする。））に達すること



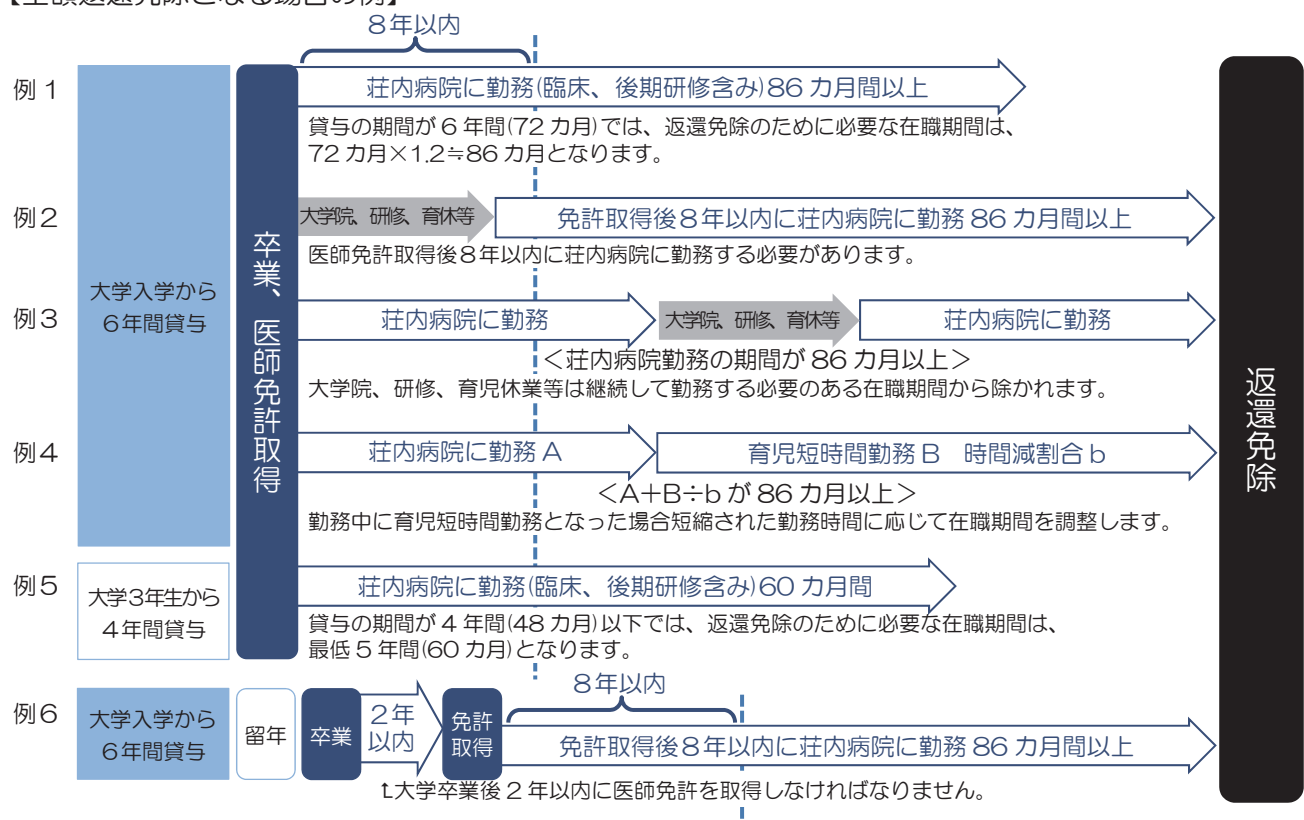
※次のいずれかの事由であれば、引き続き在職をすることを要しません。

- ・大学院の医学を履修する課程に在学しているとき
- ・他の医療機関（独立行政法人国立病院機構が設置する病院、国立大学法人が設置する病院、国立高度専門医療研究センター、その他高度医療を提供していると認められる医療機関）で研修を受けているとき
- ・修学資金の貸与を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由で荘内病院に勤務しないとき

※所得税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後の貸与金返還免除に係る債務免除益については、所得税が非課税となります。

※荘内病院に在職している間に職務により死亡し、または職務に起因する心身の故障のため免職された場合も返還の債務が免除されます。

【全額返還免除となる場合の例】



（２）一部免除

在職期間が上記③の返還免除適用期間に達しなくとも、１年以上である場合は、在職期間に応じて、修学資金返還の債務の一部免除が可能です。

一部免除の額は「返還の債務の額 × （在職期間 ÷ 返還免除適用期間）※１円未満切り捨て」です。

【在職期間の計算】

返還免除の条件となる在職期間は、期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数で計算します。ただし、期間の終了した月において再び期間が開始することとなったときは、その月を１カ月として算入します。

- ・休職、停職または育児休業の期間がある場合は、休職等の期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数を控除します。ただし、この期間の終了した月において再び期間が開始するときは、その月を１カ月として算入します。
- ・育児または介護等のため所定労働時間の短縮措置があった場合は、その措置があった期間の月数は所定の労働時間に換算して月数を計算します。

（３）免除の申請

免除の事由(免除条件の在職期間を満たした時等)の生じた日から起算して２０日以内に「鶴岡市立荘内病院医師修学資金返還債務免除申請書」を提出してください。

■ 異動と届出

【定期の届出】

修学生は毎年４月１５日まで前年度の学業成績を証明する書類を提出してください。

【異動の届出】

以下の事項のいずれかに該当することとなったときは、鶴岡市立荘内病院医師修学資金届出書を提出してください。

- ・氏名または住所が変わったとき
- ・大学を退学したときまたは医学を履修しなくなったとき
- ・修学に堪えない程度に心身が故障したとき
- ・休学または停学し、あるいは復学したとき
- ・進級できなかったとき
- ・保証人の氏名、住所、職業が変わったとき
- ・保証人が死亡または破産手続きが開始されたとき
- ・保証人として適当でない事由が発生したとき
- ・医師の免許を取得したとき
- ・医師として勤務したときまたは勤務先を変えたとき

2 貸与の申込み

申 込 資 格	貸与の申込にあたっては以下の要件をすべて満たす必要があります。 ①大学卒業後、医師として荘内病院に勤務する意思を有していること ②大学の医学を履修する課程に在学していること ③原則として、他の修学資金等の返還の債務がないこと（独立行政法人日本学生支援機構の奨学金など、大学卒業後の就労先に制限がないものは除く） その他、次のいずれかに該当する方は荘内病院の職員となり勤務することができません。 ・日本国籍を有しない方 ・禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・鶴岡市職員として懲戒免職処分を受け、その後2年を経過しない方 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
募 集 人 数	5名
申込手続き	（1）提出書類 ①鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与申請書 ②大学の医学を履修する課程に在学する者であることを証明する書類（在学証明等） ③大学における学業成績を証明する書類（大学での修学年数が1年に満たない場合は卒業した高等学校における学業成績を証明する書類） ④戸籍謄本（申請日の2カ月以内に発行されたもの） （2）申込期間 令和4年4月1日(金)から5月31日(火)まで（当日消印有効） （3）申込先 〒997-8515 山形県鶴岡市泉町4番20号 鶴岡市立荘内病院総務課 TEL 0235-26-5111(代) （4）申込方法 ①直接持参の場合 募集期間内の午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日を除く） ②郵送の場合 簡易書留郵便で郵送のこと（令和4年5月31日(火)まで消印有効） ※封筒に「医師修学資金貸与申請書在中」と明記してください。

3 鶴岡市立荘内病院について（令和3年3月現在）

診療科目	内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 漢方内科 小児科 外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 小児外科 眼科 耳鼻咽喉科 皮膚科 泌尿器科 産科 婦人科 歯科口腔外科 精神科 神経内科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 （令和3年10月現在）
病床数	一般病床 521床
患者数	外来1日平均665.5人 入院1日平均356.5人
医師	総数78人
その他	基幹型臨床研修病院

鶴岡市立荘内病院は、大正2年（1913年）に創設され、以来、鶴岡市をはじめとする庄内南部地域の医療の中心を担ってきた歴史のある病院です。平成15年現在の場所に移転新築し、庄内南部地域（人口約151,000人）の急性期医療の基幹病院として大きな役割を果たしています。

《高度な周産期医療》

庄内地域唯一の地域周産期母子医療センター（平成26年4月よりNICU6床、GCU6床）として、周産期医療ネットワークを活かした医療・治療を行っています。

《緩和ケア》

山形県がん診療連携指定病院の指定を受け、質の高いがん診療を行うとともに、患者さんご家族の体と心、生活をサポートしながら、地域医療機関との連携により質の高い緩和ケアが受けられる体制が作られています。

《救急医療》

救急センターを受診する方は年間約13,400人で、そのうち救急車で搬送される方は約3,600人です。救急医療に関しても地域において中心的な役割を担っています。

《地域医療支援病院》

当院は地域の「かかりつけ医」と連携を密にし、必要に応じて専門的医療、救急医療を提供できる地域医療支援病院です。

《研修環境の充実》

院内、院外研修や長期派遣研修など教育研修制度を充実し、病院全体のスキルアップを図っています。臨床研修では少人数で個人の目標や進展にあわせて取り組むカリキュラムを採用しています。

鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、鶴岡市立荘内病院(以下「病院」という。)に医師として勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金(以下「修学資金」という。)を貸与することにより、病院における医師の確保を図ることを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 将来医師として病院に勤務する意思を有していること
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院(以下「大学院」という。)を除く。以下「大学」という。)の医学を履修する課程に在学していること。
- (3) 他の修学資金の返還の債務がないこと(病院事業管理者(以下「管理者」という。)が特に認める場合を除く。)。

(修学資金の額等)

第3条 修学資金の額は、年額200万円以内の額で管理者が別に定める額とする。

2 修学資金を貸与する期間は、貸与を受ける者の在学する大学の正規の修学期間の終了する日までとする。

3 修学資金には、利子を付さない。

(保証人)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、管理者が別に定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して返還の債務を負担するものとする。

(貸与の休止)

第5条 管理者は、修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日から復学した日の前日まで修学資金の貸与を行わないものとする。

(貸与の打ち切り)

第6条 管理者は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金の貸与を打ち切るものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

(3) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなつたと認められるとき。

(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(5) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。

(6) 死亡したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還)

第7条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して3月以内に、貸付けを受けた修学資金の総額を一括して返還しなければならない。ただし、管理者が特に認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。

- (1) 大学を卒業したとき。
- (2) 前条の規定により修学資金の貸与を打ち切られたとき。

(返還の猶予)

第8条 管理者は、前条の規定により修学資金を返還すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 次条第1項第1号に規定する事由に該当し、返還の債務の免除を受けようとするとき 免除の決定を受けるまでの間
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると管理者が認めるとき 当該事由が存続する間

(返還の免除)

第9条 管理者は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかの事由に該当することとなったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に医師免許を取得し、その取得した日の属する月の翌月の初日から起算して8年を経過した日までに病院に勤務した場合において、その引き続き在職期間が返還免除適用期間(修学資金の貸与を受けた期間に1.2を乗じて得た期間(月を単位とし、1月に満たない期間は切り捨てる。当該期間が5年に満たないときは、5年とする。))を

いう。以下同じ。)に達したとき。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該事由が存続する間は、引き続き病院に在職することを要しないものとする。

ア 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

イ 管理者が別に定める医療機関で研修を受けているとき。

ウ 修学資金の貸与を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由により、病院に勤務していないとき。

(2) 前号の在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 管理者は、前項第1号の場合において、修学資金の貸与を受けた者の引き続き在職期間が返還免除適用期間に達しないときは、当該在職期間に応じ、修学資金の返還の債務の一部を免除することができる。

3 管理者は、前二項に定める場合のほか、修学資金の貸与を受けた者がやむを得ない事由により修学資金を返還することができないと認めるときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(遅延利息)

第10条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日からこれを返還した日までの期間に応じ、返還すべき額に年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

(基金の設置)

第11条 修学資金の貸与資金に充てるため、USG医師修学資金貸与基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第12条 基金の額は、5,000万円とする。

2 基金の額は、鶴岡市病院事業会計予算(以下「予算」という。)の定めるところにより、これを増額し、又は減額することができる。

3 前項の規定により増額又は減額が行われたときは、基金の額は、増額又は減額後の額とする。

(基金の管理)

第13条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第14条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第15条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月18日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与条例（平成25年鶴岡市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請の手続）

第2条 条例第1条に規定する修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けようとする者は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の定める日までに鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- （1） 条例第2条第2号に規定する大学（以下「大学」という。）の医学を履修する課程に在学する者であることを証明する書類
- （2） 大学における学業成績を証明する書類（修学年数が1年に満たない者にあつては、卒業した高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校をいう。）における学業成績を証明する書類又は管理者が必要と認める書類）
- （3） 戸籍謄本（申請の日前2月以内に発行されたものに限る。）
- （4） 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類（保証人）

第3条 条例第4条第1項に規定する保証人は、2人とし、それぞれ年齢が20歳以上で独立の生計を営む者でなければならない。

（誓約書）

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、管理者の指示に従い、誓約書（様式第2号）に保証人の印鑑証明書及び収入を証明する書類を添えて提出しなければならない。

（貸与の決定等）

第5条 管理者は、第2条に規定する申請書等の提出があつた場合において、当該申請書等の審査及び面接により修学資金を貸与することが適当であると認めたときは、当該年度の予算額の範囲内で修学資金を貸与することを決定する。

2 管理者は、前項の規定により修学資金の貸与を決定したとき若しくは貸与しないこととしたとき、条例第5条の規定により貸与の休止を決定したとき又は条例第6条の規定により貸与の打ち切りを決定したときは、鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与（不承認・休止・打ち切り）決定通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

（貸与の方法）

第6条 管理者は、貸与を決定した修学資金の年額の4分の1に相当する額を6月、9月、12月及び翌年3月にそれぞれ貸与するものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）は、前項の規定により修学資金の貸与を受けたときは、その都度借用証書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

（貸与の保留）

第7条 管理者は、修学生が正当な理由なく第13条に規定する書類を提出しないときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

（返還）

第8条 修学資金を返還しなければならない者は、当該返還の事由が生じた日から起算して20日以内に、鶴岡市立荘内病院医師修学資金返還明細書（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

（返還の猶予の申請手続）

第9条 条例第8条に規定する修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から起算して20日以内に、鶴岡市立荘内病院医師修学資金返還猶予申請書（様式第6号）に当該事由を証明する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、修学資金の返還の債務の履行の猶予を決定したとき又は承認しないこととしたときは、鶴岡市立荘内病院医師修学資金返還猶予（不承認）決定通知書（様式第7号）により、その旨を通知するものとする。

（返還の免除の申請手続）

第10条 条例第9条の規定する修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から起算して20日以内に、鶴岡市立荘内病院医師修学資金返還債務免除申請書（様式第8号）に医師免許証の写し（同条第2項に該当する者が医師免許を取得していない場合を除く。）及び当該事由に該当することを証明する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により修学資金の返還の債務の全部若しくは一部の免除を決定したとき又は承認しないこととしたときは、鶴岡市立荘内病院医師修学資金返還免除（不承認）決定通知書（様式第9号）により、その旨を通知するものとする。

（在職期間の計算）

第11条 条例第9条第1項第1号及び第2項に規定する在職期間は、期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数に

より計算するものとする。ただし、期間の終了した月において再び期間が開始することとなったときは、その月を1月として算入するものとする。

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、現在在職した期間中に休職、停職又は育児休業の期間（以下「休職等期間」という。）があるときは、休職等期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職等期間の終了した月において再び休職等期間が開始することとなったときは、その月を1月として控除するものとする。

3 第1項の規定により在職期間の計算をする場合において、現在在職した期間中に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置による勤務その他これに準ずる勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の期間があるときは、当該期間の初日が属する月の翌月（当該日が月の初日であるときは、当該日が属する月）から当該期間の末日が属する月の前月（当該日が月の末日であるときは、当該日が属する月）までの月数に当該育児短時間勤務等をした者に係る当該期間における所定労働時間をその者に係る育児短時間勤務等をしなかった場合における所定労働時間で除して得た数を乗じて得た月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）により計算するものとする。

4 第1項の規定により在職期間の計算をする場合において、休業等期間の終了した月に育児短時間勤務等を開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

（市外の医療機関）

第12条 条例第9条第1項第1号イに規定する管理者が別に定める医療機関は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第2条に規定する独立行政法人国立病院機構が設置する病院
- (2) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が設置する病院
- (3) 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第2条第1項に規定する国立高度専門医療研究センター
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が高度医療を提供していると認める医療機関

（一部免除）

第13条 条例第9条第2項の規定により修学資金の返還の債務の一部の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 在職期間（条例第9条第2項に規定する在職期間をいう。次項において同じ。）が1年以上の者
- (2) 前号に掲げる者のほか、管理者が特に認める者

2 条例第9条第2項の規定により免除する修学資金の返還の債務の額は、返還の債務の額に在職期間を返還免除適用期間（条例第9条第1項第1号に規定する返還免除適用期間をいう。）で除して得た数値を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

（学業成績を証明する書類等の提出）

第14条 修学生は、毎年（修学資金の貸与が決定された日の属する年を除く。）4月15日までに前年度の学業成績を証明する書類を管理者に提出しなければならない。

（届出）

第15条 修学生は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 退学したとき又は医学を履修しなくなったとき。
- (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。

(5) 進級できなかったとき。

(6) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、保証人が死亡したとき又は保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 修学資金の貸与を受けた者（修学生を除く。）は、修学資金の返還の債務が消滅するまでの間において、前項第1号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又は医師免許を取得し、勤務に従事し、若しくは勤務先を変更したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

（保証人による手続）

第16条 保証人は、修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

2 第8条から第10条までの規定は、保証人が修学資金の貸与を受けた者に代わって行う手続について準用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月18日から施行する。

様式第 1 号

(表)

年 月 日

鶴岡市病院事業管理者 様

申請者 _____ ㊞

(申請者が未成年の場合)

保護者 _____ ㊞

鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与申請書

鶴岡市立荘内病院医師修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ふりがな 氏 名		男 女	生年月日	昭和 平成	年 月 日
住 所	〒□□□-□□□□ 電話番号 ()				
本 籍 地					
卒業した 高等学校	名 称				
	卒業年月	年 月			
在学している 大学	名 称				
	学部学科	学部		学科	
	入学年月	年 月			
	学 年	年			
希望貸与 (年) 額		万円			
希 望 貸 与 期 間		年 月から 年 月まで			

添付書類 ①在学証明書

②成績証明書(前年度のもの、1年生は高等学校の学業成績証明)

③戸籍謄本

(裏)

家 族 の 状 況	ふりがな 氏 名	続柄	年齢 歳	職 業（勤 務 先） 又 は 学 校 名	年収(給与) 又は所得額 円	同居又は 別居の別
家族の住所		〒□□□-□□□□ 電話番号 ()				

保 証 人 に な る 者 に 関 す る 事 項	ふりがな 氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	住 所	〒□□□-□□□□ 電話番号 ()	〒□□□-□□□□ 電話番号 ()
	本 籍 地		
	職 業		
	勤 務 先		
	年収(給与)又は 所 得 額	円	円
	申請者との関係		

Q&A集

■募集・申込み

Q 1. 他の奨学金も借りていますが（借りる予定ですが）、その場合でも申込みは可能でしょうか。

A 1. 日本学生支援機構などの奨学金との併用は可能です。

ただし、当院の修学資金と同様に、大学卒業後に制約を受ける奨学金等を借りることは原則としてできません（卒業後に当院に勤務することについて問題がない場合はこの限りではありません）。

Q 2. 山形県の医師修学資金と重複して貸与を受けることは可能ですか。

A 2. 重複して貸与を受けることは可能です。ただし、返還免除条件の在職期間の勤務が困難になることが想定されます。重複して貸与を受けることが必要な場合は、応募後の面接の際に、その理由や当院への勤務計画をご相談いただきたいと思います。

Q 3. 鶴岡市や山形県出身ではありませんが、申込みは可能ですか。

A 3. 日本国籍を有する方であれば、出身での制限はありませんのでお申込み可能です。

Q 4. 大学には地域枠で入学しましたが、申込みは可能ですか。

A 4. 地域枠の場合は、各都道府県の修学資金制度を優先していただくようご案内しております。

Q 5. 歯学部には在学していますが、申込みは可能ですか。

A 5. 貸与を受けることができる要件として「医学」を履修する課程に在学していることと定めておりますので、お申込みできません。

■修学資金制度

Q 6. 荘内病院に一定の期間勤務すれば返還の免除があるという規定で、初期臨床研修医として勤務した期間もその期間に含まれますか。

A 6. 初期臨床研修医として勤務した期間も含みます。

Q 7. 他病院に勤務し、派遣医師として荘内病院に勤務した場合でも、返還免除の条件となる在職期間に含まれますか。

A 7. 当院に医師として採用される場合以外は、返還免除の対象になりません。

Q 8. 返還免除の条件に達する在職期間は、連続したものでなければなりませんか。

A 8. 当院が特に認める場合は中断も可能ですのでご相談ください。なお、目安として、医師免許を取得した日の属する月の翌月の初日から起算して19年が経過した日までに免除条件の在職期間を満たしていただくこととなります。

お問い合わせ、申込はこちらへ

鶴岡市立荘内病院 総務課

〒997-8515 山形県鶴岡市泉町4番20号

TEL 0235-26-5111(代) FAX 0235-26-5110

E-mail soumu@shonai-hos.jp

申請書のダウンロードはホームページから

荘内病院 医師修学資金

検索

